

## 新たな施工確保対策について

水道局では、様々な入札・契約制度の見直しを行ってまいりましたが、震災前と比べて、入札不調の発生率が高い水準で推移している状況を考慮し、国・県の施工確保対策等を踏まえ、次のとおり対応の拡充を図ることといたしました。

### 1 公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について

#### (1) 経緯

平成 26 年 2 月から適用の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価がそれぞれ改正され（市：2 月 5 日起工分から新単価を適用）、福島県においては、労務単価は約 8%、技術者単価は約 4%それぞれ上昇したこと、また、被災 3 県においては、間接工事費についても補正（「土木工事標準積算基準」により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、共通仮設費においては補正係数 1.5、現場管理費においては補正係数 1.2 を乗じるもの）を行うこととなり（市：2 月 20 日起工分から補正係数を適用）、旧単価等と新単価等との差額が大きいため、県と同様、市においても特例措置を講ずるもの

#### (2) 制度概要

平成 26 年 2 月 3 日以降に当初契約を行った工事等のうち、旧単価等での積算に基づくものがあるため（例：1 月に積算し、2 月上旬に入札・契約）、これらを対象に、受注者が新単価及び補正係数適用による積算に基づく契約に変更するための請負代金額変更の協議を請求できるもの

#### (3) 対象工事等

平成 26 年 2 月 3 日以降に当初契約を行う工事等のうち、旧単価等を適用して予定価格を積算したもの（なお、特例措置適用の有無及び内容については、発注課にお問い合わせください。）

#### (4) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出

<工事>

「変更後の請負代金額」＝「補正係数を適用した共通仮設費率及び現場管理費率、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格」×「当初契約の落札率」

<業務委託>

「変更後の請負代金額」＝「新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格」×「当初契約の落札率」

#### (5) 新労務単価等に基づく契約に変更するための手続きについて

- ① 発注課は、落札決定後、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明する。（既に契約した工事等にあつては、発注課より受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明する。）
- ② 受注者は一旦、本契約締結の上、工事請負契約約款第 52 条の規定に基づき、旧労務単価等に基づく契約を新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。（書式は工事等打ち合わせ簿で可）
- ③ 発注課は、(4)に基づき、変更後の請負代金額を算定する。
- ④ 変更契約を締結

#### (6) 実施時期

本通知日以後

## 2 入札に参加したものが1者のみである場合の取扱いについて

### (1) 制度概要

従来は、指名競争入札で入札参加者が1者となった場合は入札を中止していたが、工事の早期着手の観点から、昨年12月より一部の工事に限り参加者が1者でも入札を成立させるとした措置を全ての建設工事に拡充するもの

### (2) 対象工事

復旧・復興工事に限っていた取扱いを競争入札（一般競争入札及び指名競争入札）における全ての建設工事にまで拡充

### (3) 実施時期

平成26年3月3日以降に執行する競争入札から実施（原則、平成27年度まで）

## 3 監理技術者等の雇用期間の緩和について

### (1) 制度概要

請負金額2,500万円以上（建築一式は5,000万円以上）の建設工事に配置する専任の監理技術者又は主任技術者については、開札日以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることを求めているが、受注者の人材の効果的な活用が図られるよう、開札日において直接的な雇用関係にある者であれば、雇用期間が三ヶ月未満であっても専任の監理技術者等とすることができるもの

### (2) 対象工事

災害復旧・復興工事

ただし、発注部局等において特に適正な施工を確保する必要があると判断する工事については、従前どおり三ヶ月以上の雇用期間を要件

### (3) 実施時期

平成26年3月3日以降に入札公告又は指名通知を行うものから実施（原則、平成27年度まで）

## 4 工期における余裕期間の設定について

### (1) 制度概要

受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間（入札執行の翌日から実工事期間開始日の前日までの期間）を設定することができるもの

なお、余裕期間中は、現場代理人及び主任（監理）技術者の常駐・専任は不要

### (2) 対象工事

年度内（継続費や繰越明許費等が設定済の場合は当該期間内）に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件（設計変更による所要日数の変更、工事中止による工期延長等）を考慮して繰越が生じない工事

### (3) 実施時期

平成26年4月1日以降に入札公告または指名通知を行うものから実施

事務担当：総務課管財契約係

（直通）22-9315